

諮問第98号の答申
経済産業省生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第98号による経済産業省生産動態統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年11月10日付け20161102統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査方法の変更

本申請では、本調査で用いられている109種類の調査票（以下「月報」という。）のうち、経済産業省の本省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査系統に都道府県が含まれない調査：計46月報）に係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等の業務について、平成29年9月分調査から、民間事業者を活用する（表1参照）計画である。

表1 調査方法の変更

調査系統 ^(注)			月報数	例	
① 経済産業省 報告者	② 経済産業省 経済産業局 報告者	③ 経済産業省 都道府県 報告者			
○			15	機械器具月報（その45）航空機 等	民間事業者を活用 (46月報)
○	○		7	鉄鋼月報（その6）鋼管 等	
	○		24	紙月報 等	
○	○	○	24	機械器具月報（その40）自動車 等	変更なし (63月報)
○		○	1	セメント・セメント製品月報	
	○	○	23	機械器具月報（その35）電子部品 等	
		○	15	革靴月報 等	

(注) ①～③のうち、複数の系統を用いて行われている月報については、調査対象事業所の従事者規模等で①～③を区分している。

基幹統計調査の業務について、民間事業者を活用するに当たっては、基幹統計に求められる高い精度の確保と安定的な結果提供の維持を図る観点から、慎重かつ十分に検討するとともに、その進捗管理や審査状況の確認など新たに生じる事務への対応、民間事業者の活用によって生じる効果が調査の充実に活かされていることの検証及びその公表も必要と考えるところである。

本申請については、このような種々の課題が存在するものの、

- ① 変更範囲について、i) 月報ごとの回収・審査等の状況（都道府県経由・調査員調査で行われている部分は除く。）、ii) オンライン回答の浸透状況、iii) 円滑な集計業務の維持などの要素に配慮したものであること
- ② 変更時期については、本調査の年間業務スケジュールにおける繁忙期や、民間事業者の活用に必要な準備期間を勘案したものであること
- ③ 民間事業者の活用により、業務量が日々変動する督促や疑義照会等に機動的な対応が可能となり、また、民間事業者による業務処理が安定した際には、経済産業省職員（以下「職員」という。）を統計調査の企画・設計・分析等に重点的に配置することも可能となるなどの効果も期待できること
- ④ 民間事業者を活用するに当たって留意することが求められている統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等について、表2のとおり措置することが予定されていること

から、これらの措置が的確に実施される限りにおいては、適当として差し支えない。

表2 民間事業者を活用する際の留意点について予定されている措置

留意点	予定されている措置
① 統計の結果精度の維持・向上	<p>経済産業省は、民間事業者の活用にあたって、以下の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民間事業者から、業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行う。 ② 経済産業局を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに、必要に応じて、職員も督促を行い、回収率の維持・向上に努める。 ③ 職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて民間事業者に対する疑義照会の追加指示や職員による照会も行うことで、報告値に対する審査を行う。 ④ 経済産業省においても、自らサマリ審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努める。
② 報告者の秘密保護	<p>経済産業省は、再委託先を含めた民間事業者に対して、以下の内容等を仕様書に明記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民間事業者が本調査の業務を行う業務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備

	<p>② 調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求めるとともに、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を実施</p> <p>③ 業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により、秘密保護の徹底を要求</p> <p>④ 事前にセキュリティ対策や制限について協議し、合意した上で、外部接続によるSTATS（経済産業省調査統計システム）の利用を承認</p> <p>⑤ 再委託先の民間事業者にも、同レベルのセキュリティ対策等を要求</p>
③ 信頼性の確保	<p>調査票の提出先は、引き続き経済産業省とし、国の統計調査であることを明確にするとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることを明記する。</p>
④ 民間事業者の履行能力の確認	<p>受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する。</p>

ただし、経済産業省は、今回の民間事業者の活用にあたり、月次調査という本調査の特性を勘案し、以下の点に留意する必要がある。

- ① 単年度契約を予定しているため、毎年度、受託する事業者が変わる可能性も否定できないことから、ノウハウの蓄積・継承や結果の公表に支障が生じないよう、事務マニュアルの整備、事務引継ぎなどに万全を期すとともに、複数年契約化に努めること
- ② 民間事業者における督促・照会等の内容については、適切に記録に残すことにより、民間事業者の活用後に新たに得られるノウハウについても、経済産業省に蓄積するとともに、当該内容を踏まえ、民間事業者に対し、適切な指導・助言を行うこと

また、本申請に対する判断は、本申請で変更の対象になっていない月報に関する将来における民間事業者の活用は無条件に援用できるものではないことを明確にするとともに、今回の変更効果等の検証結果を注視することとしたい。

イ 今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される月報に係る調査方法の整理

本申請では、経済産業局経由の調査が継続される47月報について、調査計画上の調査方法を「調査員調査、郵送調査及びオンライン調査」から「郵送調査及びオンライン調査」に変更する計画である。

これについては、経済産業局経由の調査については、平成27年度以降、調査員調査が行われておらず、今後も調査員を活用する見込がないことを踏まえたものであり、調査員調査を取りやめた後も回収率に支障が生じていないことから、適当である。

ウ 提出先、提出期日及び提出部数の変更

本申請では、調査方法が変更される46月報のうち、経済産業局を経由する31月報について、以下のとおり、提出先及び提出期日等を変更する計画である。

- ① 提出先：「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」
- ② 提出期日：「翌月10日」⇒「翌月15日」
- ③ 提出部数：「2部」⇒「1部」

これについては、回収・審査業務について民間事業者を活用することにより、提出先が経済産業大臣に集約されることに伴うものであり、適当である。

2 オンライン調査の推進

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること
- ② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること
- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること

等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査におけるオンライン調査の利用率（分母は、回収が得られた数ではなく報告者数）は、約55%となっており、近年漸増傾向にある。

これは、他の統計調査と比較すると高い傾向にあるが、本調査が月次調査であり、かつ、調査対象事業所の入替えがあまり生じず、同一の事業所に反復継続的な形で調査が実施されていることなどを考慮すれば、更にオンライン利用率の向上を図る余地があるものと認められる。

これについて、経済産業省は、毎年秋（10月頃）に調査票提出促進運動を実施しており、その際に、オンライン調査への切替について働きかけるはがきを送付するなどの取組を行っている。その効果もあり、年々オンライン利用率は増加傾向にあるものと考えており、本件申請後も、オンライン利用促進についての取組を実施することにより、オンライン利用率の向上も図っていくこととしている。

このように、オンライン調査の推進に取り組んでいることは評価できることであるが、今後更なる利用促進とともに、オンライン調査の増加に伴う回答への影響について確認し、その結果を公表することについても検討することを期待する。

3 今後の課題

経済産業省が予定している民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の見点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえたメモ

- 民間事業者の活用・統計リソースの確保に関する横断的な検討に向けて -

1 これまでの公的統計の民間委託についての横断的な評価等について

公的統計調査における民間事業者の活用については、各府省及び地方公共団体における統計リソースの減少に伴い、その対象となる統計調査数や対象業務の拡大が進んでいます。このような中、最近、統計委員会では、基幹統計調査における実地調査の民間委託への変更に関する諮問審議を行うケースが生じています。

実地調査の民間委託に関しては、統計リソースの有効活用等のメリットがある半面、統計の品質の維持・向上、秘密の保護等の面でリスク等もあることから、当部会においては、調査計画の変更について慎重に審議を行ってきたところです。しかし、実際に統計の品質がどのように維持・向上されるかについては、実施段階でのプロセス管理等に大きく依存することから、調査計画だけから適否を判断するには限界があります。このため、今回の答申案では、民間委託の効果や影響に関する事後的な検証を求めています。今後とも、同様の案件に関する諮問審議においては、変更計画に関する検討だけでなく、事後的な検証を求めることも必要であると考えます。

これに加えて、現在までに民間事業者を活用した事案の蓄積が相当程度進んでいることから、その効果や影響等を横断的に総括・評価し、次期基本計画の検討等に役立てる必要があると考える次第です。

2 人的リソースの確保について

各府省の統計担当職員は中長期的に減少傾向にあり、これ以上の削減が進めば統計の精度維持や必要な見直し等にも支障が生じることが強く懸念されます。そして、これらの状況は、上記1に述べたように、公的統計調査における民間委託が拡大する要因の一つともなっています。

民間事業者の活用は、職員が従来行ってきた業務の一部を代替し、職員が優先度の高い業務に集中的に取り組むなどのメリットも見られますが、一方で、統計調査に係るノウハウの継承、委託業者の変更に対する業務の安定性の確保など様々な配慮が求められます。また、今回の審議においては、統計精度の維持・向上の観点から、調査実施者において民間事業者への指導・助言を十分に行う体制が必要となるなど、民間委託への移行に伴い、所要のリソースの手当てが重要であるとの指摘もありました。民間事業者の活用は、各府省における厳しい定員事情への対応策や統計調査業務の効率化に一定の効果が期待できるものの、それに伴うリスク対応や業務管理のための体制整備についても十分な配慮が必要と考えます。

現在の状況下では、民間委託を活用するという対症療法的な取り組みだけではなく、適切な統計リソースの確保について関係方面の理解を得ることが必要と考えます。統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実や人材育成といった統計リソースの強化に関しては、経済財政諮問会議等においても指摘がなされている状況にあり、統計委員会としても、公的統計が全ての政策の足下を支える不可欠な要素であるという認識の下、各府省の統計職員の削減に警鐘を鳴らし、その充実を求める必要があると考えます。

平成 29 年 1 月 27 日

産業統計部会長
川 崎 茂

第66回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年12月20日（火）9:55～11:45

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、西郷 浩

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 秦室長、城田統括統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

- 第65回産業統計部会（平成28年11月29日。以下「前回部会」という。）において、再説明を求めている事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った結果、特段の異論は示されなかった。
- その後、答申（案）について審議が行われ、記述の一部を修正することを前提として、部会として了承された。なお、具体的な修正内容については、部会長に一任され、後日委員に報告することとされた。
- また、統計委員会に答申（案）を報告する際、①これまでの公的統計の民間委託についての横断的な評価等や、②人的リソースの確保等、今回の審議を通じて得られた横断的な課題を、部会長メモにより表明したいとの意向が示され、賛同が得られた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会において、再整理の上、改めて説明が求められていた事項

ア 「民間委託の開始時期関連」について

- ・ 民間事業者が交替する場合の調査ノウハウの蓄積等については、適当と考える。

- ・ 政府統計において、民間事業者が本格的に活用されるようになってから一定程度の期間が経過したため、これまでの評価を統計委員会で実施してもよいのではないか。例えば、単年度契約としながら、同一の事業者が継続して受注するケースも多いと聞いている。これについては、発注者側・受注者側の双方にメリットがあるとは思いますが、当初の活用趣旨とは異なるように感じる。その一方で、当初心配されていたような劣悪な事業者が参入した結果、調査結果が得られなくなったというケースは聞いていない。民間事業者の活用について一度総括し、次期公的統計基本計画の検討に役立てるべきではないか。

→ その意見に賛同する。ご指摘のような横断的な総括の必要性については、部長会長メモで対応することも考えたい。

確かに、単年度ごとの契約にも関わらず、同じ事業者ばかりというのは、国の事務を広く民間に開放するという基本的な趣旨とは異なるが、実査を円滑に行う上では合理的でもある。できる限り早期に複数年契約に移行することが望ましいのではないかと考える。

なお、最初の契約における準備期間が3～4か月ある一方で、2年目に民間事業者が変更となった場合の引継期間は短く、円滑な業務の引き継ぎが難しい。民間事業者が変更となることも想定し、報告者が混乱しないように調査を実施してほしい。

イ 「民間委託の業務内容関連」について

- ・ 効率化が可能な業務量について、資料において見積もられているが、民間事業者に対する指導など新たに発生する業務への対応が生じてても、この効率化は可能なのか。

→ 民間事業者の活用が軌道に乗れば、業務の効率化が可能と想定しており、業務の進捗管理等による業務量の増加も考慮した上での数字である。

→ 調査実施者としては人員が限られている中で、効率化を図りながら人的リソースを確保するというのと理解した。なお、政府全体の統計のリソースが減少していることは大きな懸念材料である。

ウ 「民間ガイドライン関連」について

- ・ ガイドラインの改定に関する取組を評価したい。ガイドラインの改定も踏まえつつ、的確な業務管理に努めてほしい。

エ 「結果精度の維持・向上関連」について

- ・ 有効回収率については、民間事業者の活用開始後に向上しているが、これは、単純に民間事業者の活用効果というよりも、経済産業省のサポートと民間事業者との共同の成果と考える。

→ 民間委託を成功させるには、民間事業者と調査実施者との協調が必要との点

は全く同感である。

オ 「報告者の秘密保護関連」について

- ・ 経済産業省調査統計システム（以下「STATS」という。）を利用する民間事業者は、外部接続によるシステム利用時に自社のシステムに接続されることはないのか。
→ STATS利用時は、民間事業者の自社システムへ接続できない仕組みとなっている。
- ・ STATSのうち、民間事業者が利用できる機能はどこまでか。
→ 受付・審査・集計のみである。STATSのユーザIDで利用制限をかけている。
- ・ セキュリティを高めると操作性が悪くなる傾向があるが、他の統計調査における民間事業者の利用に際して、操作性の問題は生じていないのか。
→ これまでのところ、問題は発生していない。
- ・ 公的統計に詳しい第三者により、このセキュリティシステムをチェックするような体制を整備することも必要ではないか。
→ システムについては、各省に配置されているCIO補佐官が対応するのではないか。
→ 外部接続のシステムやセキュリティ要件は、当省のCIO補佐官による事前チェックの上で実現しており、スキルのある外部有識者によるチェックを経ていると言える。

カ 「信頼性の確保関連」について

- ・ 依頼状等に委託先と経済産業省の連絡先がきちんと書かれていて、誤解がなくて良いと考える。今後とも報告者に誤解の生じないように努めてほしい。

キ 「民間事業者の履行能力の確認関連」について

- ・ 調査実施者の説明で了としたい。

ク その他

- ・ 愛知県における本調査の実施分については、調査員調査が18%、郵送調査が34%、オンライン調査が48%となっている。この調査員調査の約7割は、各種地場産業組合の職員が調査員を務めており、報告者との日頃からの付き合いを基に、調査票を回収している。このような結果、愛知県は約95%という高い回収率を維持できている。また、都道府県経由の月報の報告者は、小規模事業所が多く、社長自らが記入しているところや、パソコンがないところもあり、必ずしもオンライン

調査に向かないという現状もある。

さらに、都道府県では、本調査の結果を基に都道府県別の鉱工業指数を毎月公表しており、地域の景気動向を見る上で、大変重要な指標となっている。

将来的には、都道府県経由の調査についても民間事業者が活用される可能性があるが、以上のような現状から、その見直しに当たっては、調査の精度や利用に支障が生じないように、慎重に検討していただきたい。

→ 都道府県経由分の民間委託を検討する際には、御指摘のような点も十分に考慮したい。

(2) 答申(案)について

答申(案)の審議に先立ち、欠席の河井委員からのコメントを事務局から紹介した。コメントの内容は、以下のとおり。

- ① 民間業者への業務移行では、従来よりも改善される面も確かにあるが、統計の質の向上や維持に対する不安も残る。経済産業省は、民間業者の作業状況や成果に対して常にモニターして、より良い統計が作れるよう、今後もバックアップできるように留意していただきたい。
- ② オンライン調査の推進についても同意するが、今後も調査形態の変化が回答にどのような影響があるのかについて検証し、その結果の公表についても検討していただきたい。

ア 調査方法の変更

- ・ 民間事業者の活用については、方針自体を否定するものではないが、その活用に当たっては懸念もあり、手放しで賛意を示せるものではない。統計委員会においても、「民間委託ありきで議論されることは望ましくない」旨の意見が示されている。このような状況を踏まえ、資料2のP2の結論部分について「適当と判断せざるを得ないものとする」という表現を用いた。

→ 「民間委託について手放しで賛成できるわけではない」との御懸念は理解するものの、「適当と判断せざるを得ないものとする」だと、「認めたくないが、しぶしぶ認める」というニュアンスが強く、文法的にも違和感がある。再考いただきたい。

→ 表現はもう一度考えて改めて相談したい。

- ・ 冒頭に紹介された御意見も踏まえ、「民間事業者のノウハウの蓄積」に加えて、「民間事業者に対し、適切に指導・助言を行う」旨を追記することとしたい。

イ 今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される月報に係る調査方法の整理

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

ウ 提出先等の変更

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

エ オンライン調査の推進について

- ・ 冒頭に紹介された御意見も踏まえ、「オンラインの今後更なる利用促進を期待する」の後ろに、「それとともに、オンライン調査の増加に伴う回答への影響について、確認し、その結果を公表する」旨を追記することとしたい。

オ 今後の課題について

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

(3) 部会長メモについて

- ・ 今回の審議を通じて得られた横断的な課題である
 - ① 民間事業者の活用が本格化した後、十数年が経過していることから、統計委員会として、改めて総括・評価が必要と考えられること
 - ② 各府省の統計担当職員は中長期的に減少傾向にあり、このような状況が、公的統計調査における民間委託が拡大する要因の一つともなっている。しかし、これ以上の削減が進めば統計の精度維持や必要な見直し等にも支障が生じることが強く懸念されること

などについて、部会長メモにより、統計委員会に提起することとしたい。具体的な文案は、作成後、部会所属委員に提示することとしたい。

6 その他

答申（案）については、今後、部会長において修正し、委員が確認した上で、平成29年1月27日（金）の第105回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

(以 上)



総政企第287号
平成28年11月18日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第98号
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年11月10日付け20161102統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成28年11月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第98号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

経済産業省生産動態統計調査の概要（現状）

調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること

調査の概要

調査範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目（約1,600品目。以下「調査品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所
- ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの

※ 調査品目の選定や対象範囲などの統一的な見直し基準として、「**経済産業省生産動態統計調査における統一基準**」を定めている。

調査事項

- ① 製品（生産、受入、消費、出荷、在庫）
- ② 原材料（消費、在庫）
- ③ 労務（月末従事者数）
- ④ 生産能力、設備（生産能力、月末設備台数）

※調査票は、調査品目の種類ごとに整理された109種類の「月報」を用いる。
(H29.1 調査時点)

報告者数

約17,000事業所

調査システム・方法

経済産業省	—	都道府県	—	統計調査員 郵送・オンライン	—	報告者
経済産業省	—	経済産業局	—	統計調査員 郵送・オンライン	—	報告者
経済産業省	—	—	—	郵送・オンライン	—	報告者

※調査方法：調査員、郵送又はオンラインにより調査

期日

毎月末日現在

公表

速報：調査月の翌月末
確報：調査月の翌々月中旬
年報：翌年6月頃

結果の主な利活用

二次統計等への利用

- ① 鉱工業生産指数（I I P）の「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データ
- ② 四半期G D P速報（Q E）の製造業部門推計を作成するための基礎データ
- ③ 産業連関表（基本表、延長表）を作成するための基礎データ

産業振興施策における利用

- J I S規格や工業標準化法の改正などでの鉱工業品の品質改善を図る上での基礎データ

民間分野における利用

- 業界団体における、当該業界の業況把握、景気判断及び需要予測の基礎データ

今回の変更内容 (変更の適用時期：平成29年9月調査から)

変更内容

変更理由

1. 調査方法の変更

経済産業省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査系統において、都道府県を經由する調査を含まないもの、計46月報）に係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等の業務を**民間事業者に委託** ※これを受け、調査系統に「**経済産業省-民間事業者-報告者**」を追加

民間事業者のノウハウやリソースを活用するとともに、経済産業省の業務を統計調査の企画・設計・分析等に重点化することで、持続的に質の高い統計の作成を可能にするため

調査系統 (注)	月報数		例	
	① 経済産業省 報告者	② 経済産業省 経済産業局 報告者		③ 経済産業省 都道府県 報告者
	○		15	機械器具月報 (その45) 航空機 等
	○	○	7	鉄鋼月報 (その6) 鋼管 等
		○	24	紙月報 等
	○	○	24	機械器具月報 (その40) 自動車 等
	○		1	セメント・セメント製品月報
		○	23	機械器具月報 (その35) 電子部品 等
		○	15	革靴月報 等

民間事業者に委託
(46月報)

変更なし
(63月報)

(注) 複数の系統がある月報については、調査対象事業所の従事者規模別等で①～③を区分している。

変更内容

変更理由

2. 調査系統の整理

今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される47月報の調査方法を、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更
(調査計画上、**調査員調査を削除**)

経済産業局経由の調査では、平成27年度から調査員調査が行われておらず、今後も調査員を活用する見込みがないと判断されたため、調査計画を変更するもの（この変更により、調査実務に変更が生じるものではない。）

21

3. 提出先、提出期日及び提出部数の変更

上記1の変更を受け、民間事業者に委託される経済産業局経由の調査（31月報）について、以下のとおり変更
①提出先：「経済産業局長」⇒「**経済産業大臣**」
②提出期日：「翌月10日」⇒「**翌月15日**」
③提出部数：「2部」⇒「**1部**」

- ① 民間事業者に委託するに伴い、経済産業局が関与しなくなるため
- ② 民間事業者に委託するに伴い、実査期間に余裕を持たせるため
- ③ 従前、経済産業省と経済産業局双方で調査票を保管していたものが、民間事業者に委託するに伴い一元化されるため

想定される論点

調査方法の変更を中心に、その妥当性や効果等について検討

- 民間事業者に委託する月報の範囲
- 先行して民間事業者に委託して行われている他の統計調査における効果の検証、今回の変更内容における支障の有無等の確認を予定
- 回収率の確保、結果精度の維持・向上に向けた経済産業省と民間事業者の役割分担
- 現在の集計・公表スケジュールの維持に向けた取組

経済産業省生産動態統計調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 計画の変更 (1) 調査方法の変更	○ 経済産業省本省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部(46月報)に係る業務(送付・回収・督促・審査・照会・集計等)について、平成29年9月分調査から民間事業者を活用	<p>・必要とされる措置が的確に実施される限りにおいて、適当として差し支えないと整理 (民間事業者の活用に当たっては種々の課題が存在するものの、①月報ごとの回収、審査等の状況等の要素に配慮したものであること、②民間事業者の活用に必要な準備期間等を勘案したものであること、③民間事業者の活用による業務処理が安定した際には統計調査に係る職員の企画・設計・分析等に重点的に配置することも可能となるなどの効果も期待できること、④統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等の措置が予定されている。)</p> <p>◆ただし、 ① 経済産業省や民間事業者におけるノウハウの蓄積・継承などに万全を期すこと、 ② 民間事業者に対し、適切な指導・助言を行うこと について指摘するとともに、本申請に対する判断は他の月報における民間事業者の活用に無条件に援用できるものではないことを明記。 ⇒【今後の課題】</p>
(2) 経済産業局経由の調査が継続される月報の調査方法の整理	○ 今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される47月報の調査方法について、調査計画、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更	・適当と整理 (調査員調査が事実上行われていない実態を踏まえた変更)
(3) 提出先、提出期日及び提出部数の変更	○ 上記(1)の変更を受け、民間委託される経済産業局経由の31月報について、以下のとおり変更 ①提出先 「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」 ②提出期日 「翌月10日」⇒「翌月15日」 ③提出部数 「2部」⇒「1部」	・適当と整理 (提出先が経済産業大臣に集約されることに伴う変更)
2 その他	○ オンライン調査の推進	・適当と整理 (オンライン調査の推進に取り組んでいることを評価しつつ、更なる利用促進や、オンライン調査の増加に伴う回答への影響について確認・公表することを期待)
《今後の課題》	○ 民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の観点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。	